

オープンカウンター方式による留意事項（工事契約）

1. 現場説明について

見積作成にあたり現場説明を希望する場合は、下記メールアドレスにご連絡ください。

kaikei.sendai@met.kishou.go.jp

2. 数量計算書について（仕様書に添付されている場合）

見積時積算数量書活用方式の対象工事ではありません。

数量計算書は参考としてご覧ください。

3. その他について

その他については「仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領」のとおりです。

仕様書

盛岡地方気象台

- 1 件名
計測震度計「雫石町千刈田」観測局 局舎扉等修繕工事
- 2 工事場所
岩手県岩手郡雫石町千刈田 5－4 雫石町勤労青少年ホーム（別図 1）
- 3 本件に係る連絡先
 - （1） 盛岡地方気象台（作業及び提出物に関すること）
〒020-0821 盛岡市山王町 7－6 0
TEL 019-622-7870
 - （2） 仙台管区気象台総務部会計課（契約に関すること）
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1－3－1 5
TEL 022-297-8124
- 4 工事期限
令和 8 年 3 月 1 9 日（木）
- 5 工事概要
老朽化した局舎扉および換気フードの修繕を行う。
- 6 監督
 - （1） 発注者が任命する監督職員により、本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。
 - （2） 監督職員は、作業の進捗状況及び提出書類の内容について、補足説明や補足資料の要求を行うことができる。受注者は、その説明や資料の提出について監督職員の指示に従うこと。
 - （3） 受注者は、本仕様の細部及び内容に疑義を生じた場合は、監督職員と打合せの上、その指示に従うこと。
- 7 検査
 - （1） 本作業の完了時に、発注者が任命する検査職員により、検査を行うものとする。検査は本仕様書の内容に適合するか否かにより、合格または不合格の判定を行うものとする。
 - （2） 受注者は、検査に対して必要な支援を行い、検査職員の職務遂行に協力すること。
- 8 提出書類
別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF 等）の電子

ファイルで、原則オンラインにより提出すること。なお、図面ファイルは JW-CAD 形式 (.jww) 及び AutoCAD 形式 (.dwg)、画像ファイルは JPEG 形式とすること。

9 工事内容

- (1) 扉、鍵付きノブ、クローザー等を更新し、既設の扉枠に合わせて加工・取り付けをすること。扉は鍵付きのスチール製欄間型とし、日本産業規格に準じたものを使用すること。扉の開閉を支障なく行えるよう、必要に応じて丁番の補強等を行うこと。(別図 2)
- (2) 扉及び扉枠の内外に、錆止め塗装等の防錆加工を施すこと。
- (3) 扉上部の既設換気フードを撤去し、新規換気フードを取り付けること。フードはステンレス製で、軒天はメッシュ張りとし、局舎の構造に合わせて加工・取り付けをすること。(別図 3)
- (4) 局舎施設に立ち入らぬよう注意看板を作成し、新規扉の表側に付けること。(別図 2 及び 4)

10 連絡及び指示事項

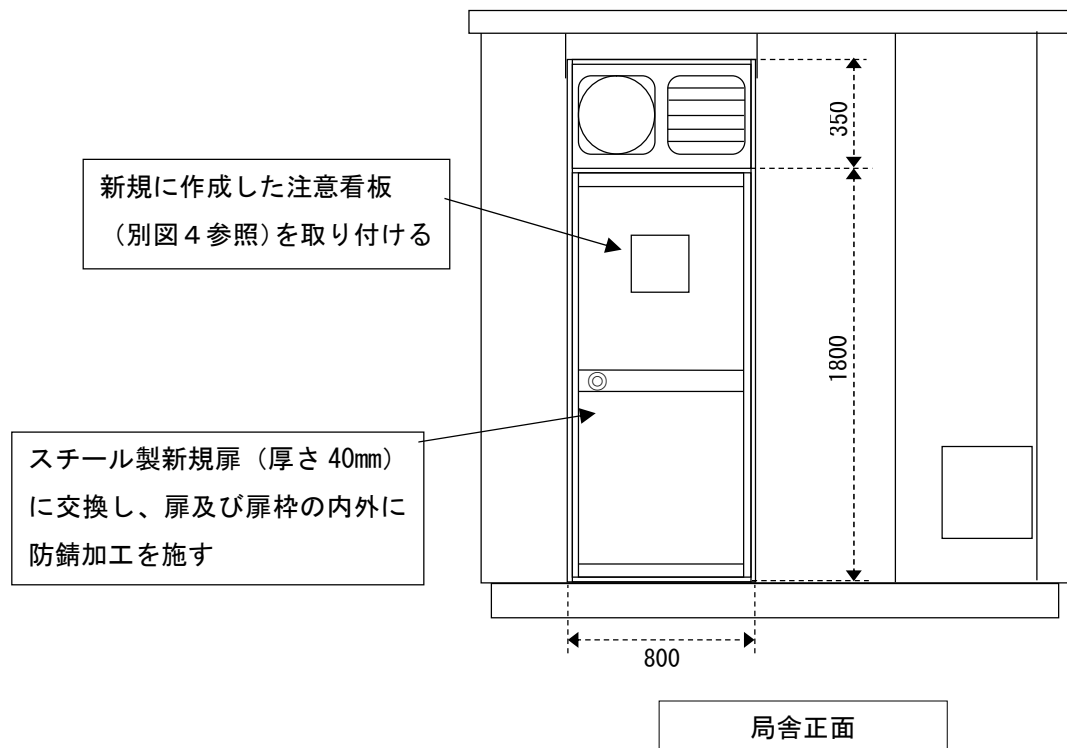
- (1) 本仕様記載以外のことは国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(最新版) 及び「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版) 並びに「建築物解体工事共通仕様書」(最新版) による。
- (2) 受注者は、本仕様書の各項及び仕様細目について疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。また、協議や打合せを行った場合には、任意様式により議事録を 1 部作成し、速やかに監督職員に提出し承認を得ること。
- (3) 作業時間は平日の 08:30~17:00 の間とし、作業開始・終了時には監督職員に連絡すること(電話: 019-622-7870)。なお、週末に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
- (4) 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従い遺漏なく行い、本工事関係者及びその他の出入を監督し、風紀衛生を取締り、火災盗難その他の事故防止に十分注意を払うこと。
- (5) 工事中は関係法規に従い、隣接建物、道路、その他(機器を含む)に危険及び損傷を生じないように措置するものとする。損傷を与えたときは、監督職員の指示に従い受注者の責任において直ちに復旧しなければならない。
- (6) 本工事に伴い被膜や塗料等の化学品を使用する際は、危険有害性情報を確認のうえ、安全なものを選択し、作業者の健康、安全確保及び環境保全に努めること。
- (7) 工事完成に際しては、建物内外工事現場の後片付け及び清掃を行うこと。
- (8) 本工事に必要な機器、工具等はすべて受注者が用意すること。
- (9) 本工事に伴う発生材は、場外搬出のうえ適法に処分すること。

- (10) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年6月19日法律第54号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- (11) 本工事場所には稼働中の気象測器等があるため、それらに損傷を与えないように十分注意するとともに、工事にあたり、現状からの改変の必要がある場合は速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うこと。
- (12) 作業にあたり計測震度計装置に影響がないよう十分注意し、シート等で養生を行い、監督職員の許可を得てから作業を行うこと。

別図1

計測震度計「雫石町千刈田」観測局 局舎扉等修繕工事 場所案内図
(地理院地図を加工して作成)

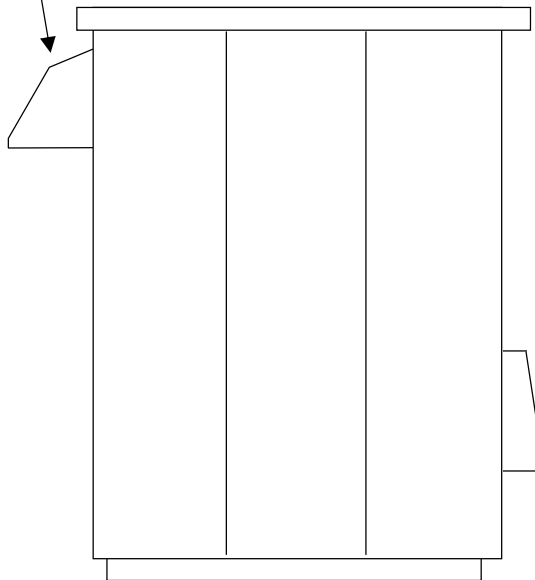




※図に記載の寸法は公称値である
 実寸に合わせて加工・取り付けを行うこと

	盛岡地方気象台	雫石町千刈田計測震度観測施設局舎 (立面図)	別図2
--	---------	---------------------------	-----

ステンレス製の換気フード
(幅 800、高さ 350、奥行き 250)
に交換する



局舎側面

※図に記載の寸法は公称値である
実寸に合わせて加工・取り付けを行うこと

	盛岡地方気象台	雫石町千刈田計測震度観測施設局舎 (立面図)	別図3
--	---------	---------------------------	-----

気象庁計測震度観測施設

注 意

この計測震度観測所は、わたくしたちの郷土を
地震災害から守るための大切な設備です。

もし、いたずらしたり、設備をこわしたりする
と法律によって罰せられます。

連絡先：盛岡地方気象台

電 話：019-622-7870

注意看板について

- ・ 大きさ：たて×よこ×厚さ 500×500×3mm
- ・ 材質：ホワイトボード（アルミ複合板）
- ・ その他：四隅から 40mm のところに固定用の穴φ5mm
- ・ 看板の文字は黒字とし、「注意」については赤字とする

盛岡地方気象台

雫石町千刈田計測震度観測施設局舎
(注意看板)

別図4

提出書類一覧

- 「提出条件」に該当する書類を提出いただきます。
- 提出方法は、原則オンライン（電子メール等）となります。

書類名	提出条件
1 実施工程表	すべての契約
2 作業日報	すべての契約
3 工事写真	すべての契約
4 完成図	すべての契約（図面に変更がない場合を除く）
5 工事打合せ簿	特記すべき事項がある場合
6 マニフェスト（写）	産業廃棄物がある場合
7 建設発生土の受領書等（写）	建設発生土がある場合
8 発生材報告書	発注者に引き渡す発生材がある場合